

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立てについて

1 概要

- (1) 後見開始審判の確定後，成年後見人が成年被後見人の財産を正確に把握し，適切な財産管理を行うために必要がある場合に，家庭裁判所の審判を得て，**6か月を限度に**成年被後見人宛て郵便物等の回送を受けることができます。
- (2) 申立権者 成年後見人

2 申立てに必要なもの

(1) 申立書

※ 書式1-3の裁判所が回送嘱託を行う集配郵便局等(以下、「回送郵便局等」という。)の名称や所在地が誤っていた場合は，回送の手続が遅れる他，追加の郵便切手が必要となるため，管轄の回送郵便局等については，必ずご確認の上，正確な記載をお願いします。

(2) 収入印紙 800円分

(3) 郵便切手 1,257円分

(内訳：500円×2枚，84円×3枚，5円×1枚)

※ 回送郵便局等が複数の場合，回送郵便局等が1増えるごとに84円切手1枚を加算してください。また，必要に応じて，別途，追加の納付を求めています。

(4) 申立人(成年後見人)及び成年被後見人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)

※ 既に裁判所に提出しており，その後変更がない場合は不要

(5) 成年被後見人の居所であることの裏付資料(居所が住民票上の住所と異なり，かつ，裁判所に提出されていない場合)

(6) 陳述聴取状況報告書

(7) 陳述書または上申書

(8) 成年後見監督人の同意書(成年後見監督人が選任されている場合)

※ 必要に応じて，別途，追加資料の提出を求めています。

3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら，後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

4 回送郵便局等に対する嘱託について

認容審判が確定した場合，家庭裁判所が回送郵便局等に対し，郵便物等の回送嘱託を行います。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872